

兵庫県介護認定審査会委員研修 受講の進め方

【事前準備】

次の資料をお手元に用意してください

<兵庫県の本研修のホームページの該当箇所からダウンロードできます。

必要となるタイミングで印刷してご用意ください>

- ・ 講義資料「介護認定審査会の手順とポイント」

兵庫県HPからダウンロード

- ・ 事例1 検討資料、事例2 検討資料

兵庫県HPからダウンロード

- ・ 個人ワーク用シート（事例1、事例2）

兵庫県HPからダウンロード

<厚生労働省のホームページからダウンロードできます。お持ちでない方は、受講前に印刷し、準備してください。最新版には、下記のとおりそれぞれ1ページずつ修正があります。平成30年4月版をお持ちの方は、この2ページのみを印刷し、差し替えていただければ結構です>

- ・ 介護認定調査員テキスト2009改定版（令和3年4月）

最新版は、P158が修正されています。

- ・ 介護認定審査会委員テキスト2009改定版（令和3年4月）

最新版は、P30が修正されています

厚生労働省HP http://www.nintei.net/3_1text.html

【受講手順】

次の手順で受講を進めて下さい

1 動画視聴 動画1 <講義動画：約72分>

まず、動画1を視聴してください。介護認定審査会の手順とポイントの講義です。

(関係資料)

講義資料

介護認定調査員テキスト2009改定版（令和3年4月）

介護認定審査会委員テキスト2009改定版（令和3年4月）

2 動画視聴 **動画 2** **動画 3**、

動画 2、動画 3 を順に視聴してください。

動画 2 は、審査判定手順の説明です<動画：約 6 分>

動画 3 (動画上では「ケース 1」) は、審査の例です<動画：約 4 分>

二つの動画で、審査の STEP 1 から STEP 3 の流れをつかんで下さい。



3 事例検討

次に、事例 1、事例 2 と二つの事例検討に取り組んでいただきます

(1) 事例 1

事例 1 は、「一次判定の修正・確定」のプロセスに関する個人ワークです。

① 個人ワーク【事例 1 動画視聴 前】

(ア) 介護認定審査会資料と特記事項、主治医意見書の読み込み<約 10 分>

まず、事例 1 検討資料(介護認定審査会資料と特記事項、主治医意見書)を読み込んで下さい。

(イ) 個人ワーク用シート 事例 1【動画視聴 前】<約 15 分>

個人ワーク用シートの事例 1 の【動画視聴 前】に取り組んで下さい

・事例 1 の「介護認定審査会資料」の「2 認定調査項目」のうち「介護認定調査員テキスト」に記載されている定義と不一致となっているものを調べてください。また、不一致の調査項目の選択肢を修正してください。その項目の特記事項はどのように記載されており、それに対して介護認定調査員テキストの項目の定義・留意事項等はどうのように記載されているか書き出して下さい

② 動画視聴 **動画 4** <審査会場面動画：約 6 分>

個人ワーク用シート 事例 1【動画視聴 前】に記入できたら、動画 4 (動画上では「ケース 7」) を視聴してください。

③ 個人ワーク【動画視聴 後】<審査会場面動画：約 10 分>

記載する項目は、個人ワーク【動画視聴 前】と同じです。動画 4 でポイントが議論されていたので、これをもとに内容をまとめて下さい。

④ 動画視聴 **動画 5** <事例 1 解説動画：約 10 分>

個人ワーク用シート 事例 1【動画視聴 後】に記入できたら、動画 5 を視聴してください

(2) 事例 2

手順は、事例 1 と全く同じです。

事例 2 は、「介護の手間にかかる審査判定」と「状態の維持・改善可能性にかかる審査判定」のプロセスに関する個人ワークです。

① 個人ワーク【事例 2 動画視聴 前】

(ア) 介護認定審査会資料と特記事項、主治医意見書の読み込み〈約 10 分〉

まず、事例 2 検討資料(介護認定審査会資料と特記事項、主治医意見書)を読み込んで下さい。

(イ) 個人ワーク用シート 事例 2【動画視聴 前】〈約 15 分〉

個人ワーク用シートの事例 1 の【動画視聴 前】に取り組んで下さい

- ・このワーク後に見ていただく動画 6 においては、一次判定の修正・確定のプロセスで「認知症高齢者自立度」について議論しています。調査員は「Ⅱa」と判定し、主治医が「Ⅰ」と判定しているためです。議論により「Ⅱa」で確定しますが、どの特記事項・主治医意見書の記載にもとづき「Ⅱa」と判定しているが考えて下さい。
- ・一次判定確定後の、介護の手間の検討において、気になる調査項目・特記事項の記載は、どれですか
- ・事例 2 では、要介護基準時間が 32 分以上 50 分未満に該当することから、「状態の維持・可能性にかかる審査判定」の必要があります。「状態の維持・可能性にかかる審査判定」には、「予防給付の理解が困難か(認知機能の低下)」、「状態の安定性」の二つの判定要素があります。この事例 2 の動画 4 では、「予防給付の理解が困難か(認知機能の低下)」を中心に議論しています。あなたならどう判定しますが、その根拠は何ですか

② 動画視聴 動画 6 〈審査会場面動画：約 5 分〉

個人ワーク用シート 事例 2【動画視聴 前】に記入できたら、動画 6 (動画上では「ケース 2」)を視聴してください。

③ 個人ワーク 【動画視聴 後】〈審査会場面動画：約 10 分〉

記載する項目は、個人ワーク【動画視聴 前】と同じです。動画 6 でポイントが議論されていたので、これをもとに内容をまとめて下さい。

④ 動画視聴 動画 7 〈事例 2 解説動画：9 分〉

個人ワーク用シート 事例 2【動画視聴 後】に記入できたら、動画 7 を視聴してください

4 全体を通して

この研修全体を通して学んだこと、今後の審査会活動で生かしたいことなどを、個人ワーク用シートに記載して下さい〈約 10 分〉

5 提出

市町の介護認定審査会の所管課に記載済みの個人ワーク用シートを提出してください。以上で研修修了です。